

新	旧
<p style="text-align: center;">建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領</p> <p>1 総則</p> <p>1.1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領は、秋田県建設部及び農林水産部が所管する工事及び<u>土木関係建設コンサルタント業務</u>、地質調査業務の建設現場等において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管 </div> <p>【解説】</p> <p>遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。</p> <p>『建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。</p> <p>本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種等を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を次に列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認、材料確認又は立会を、映像確認できる工種等 ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場 	<p style="text-align: center;">建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領</p> <p>1 総則</p> <p>1.1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領は、秋田県建設部及び農林水産部が所管する工事及び_____地質調査業務の建設現場等において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管 </div> <p>【解説】</p> <p>遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。</p> <p>『建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。</p> <p>本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種等を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を次に列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認、材料確認又は立会を、映像確認できる工種等 ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『秋田県土木工事共通仕様書』や『設計業務等共通仕様書』、『地質・土質調査業務共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

対象工事等については、発注時の設計図書に遠隔臨場を実施する旨を明示するものとする。

確認実施者が現場技術員など監督職員等以外の場合は、遠隔臨場は実施しないこととする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なタブレットなどのモバイル端末を使用することも可能である（スマートフォンによるビデオ通話等）。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

2. 土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務の場合

(1) 立会

『設計業務等共通仕様書』、『第1編 共通編 第1章 総則』、『第1102条 用語の定義』及び『地質・土質調査業務共通仕様書』、『第1編 共通編 第1章 総則』、『第102条 用語の定義』に定める「立会」において「設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。」事項に該当し、この場合における調査職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、調査職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることができるものとする。なお、調査職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

※遠隔臨場を適用した工事及び土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務にて、通信環境等により遠隔臨場の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『秋田県土木工事共通仕様書』や_____『地質・土質調査業務共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

対象工事等については、発注時の設計図書に遠隔臨場を実施する旨を明示するものとする。

確認実施者が現場技術員など監督職員等以外の場合は、遠隔臨場は実施しないこととする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なタブレットなどのモバイル端末を使用することも可能である（スマートフォンによるビデオ通話等）。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

2. _____地質調査業務の場合

(1) 立会

_____『地質・土質調査業務共通仕様書』、『第1編 共通編 第1章 総則』、『第102条 用語の定義』に定める「立会」において「設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。」事項に該当し、この場合における調査職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、調査職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることができるものとする。なお、調査職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

※遠隔臨場を適用した工事及び_____地質調査業務にて、通信環境等により遠隔臨場の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。

3 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員等が認めた場合はこの限りではない。

(1)工事の場合

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

(2)土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務の場合

1) 立会

受注者は設計図書に従って立会が必要な場合は、調査職員と協議を行うこと。

3 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員等が認めた場合はこの限りではない。

(1)工事の場合

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

(2) 地質調査業務の場合

1) 立会

受注者は設計図書に従って立会が必要な場合は、調査職員と協議を行うこと。

4 工事費等の積算

発注者は、本試行に要する費用を発注時は費用計上せず、精算変更時に積み上げ計上すること。

【解説】

(1) 費用の算出方法

試行にかかる費用については、諸経費の対象外とし以下を参考とすること。

1) 工事の場合

技術管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

2) 土木関係建設コンサルタント業務の場合

直接経費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

3) 地質調査業務の場合

施工管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

附 則（令和2年7月15日技管－222）

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日技管－851 一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

4 工事費等の積算

発注者は、本試行に要する費用を発注時は費用計上せず、精算変更時に積み上げ計上すること。

【解説】

(1) 費用の算出方法

試行にかかる費用については、諸経費の対象外とし以下を参考とすること。

1) 工事の場合

技術管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

2) 地質調査業務の場合

施工管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

附 則（令和2年7月15日技管－222）

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。